

薬生食企発 0627 第 4 号
令和 4 年 6 月 27 日

公益財団法人ひかり協会 理事長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長



「森永ミルク中毒患者に対する被害者証明書の交付について」の廃止について

今般、第 181 回救済対策推進委員会での合意を踏まえ、令和 4 年 9 月 30 日をもって、「森永ミルク中毒患者に対する被害者証明書の交付について」（昭和 48 年 9 月 21 日付け環食第 228 号）を廃止いたしました。

ついては、別添 1 のとおり各都道府県衛生主管部（局）長に通知しましたので、御了知いただくとともに、森永ひ素ミルク中毒被害者の方々への周知について特段の御配慮の程よろしくお願いいたします。

なお、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会に対して、別添 2 により通知していることを申し添えます。

薬生食企発 0627 第 3 号
令和 4 年 6 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長
（ 公 印 省 略 ）

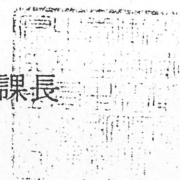
「森永ミルク中毒患者に対する被害者証明書の交付について」の廃止について

今般、第 181 回救済対策推進委員会での公益財団法人ひかり協会、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会、森永乳業株式会社の合意を踏まえ、令和 4 年 9 月 30 日をもって、「森永ミルク中毒患者に対する被害者証明書の交付について」（昭和 48 年 9 月 21 日付け環食第 228 号）を廃止いたしますので、御了知いただくとともに、森永ひ素ミルク中毒被害者の方々への周知について特段の御配慮の程よろしくお願いいたします。

薬生食企発 0627 第 5 号
令和 4 年 6 月 27 日

森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 理事長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長



「森永ミルク中毒患者に対する被害者証明書の交付について」の廃止について

今般、第 181 回救済対策推進委員会での合意を踏まえ、令和 4 年 9 月 30 日をもって、「森永ミルク中毒患者に対する被害者証明書の交付について」（昭和 48 年 9 月 21 日付け環食第 228 号）を廃止いたしました。

ついては、別添 1 のとおり各都道府県衛生主管部（局）長に通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会傘下の会員への周知について特段の御配慮の程よろしくお願いいたします。

なお、公益財団法人ひかり協会に対して、別添 2 により通知しており、ひかり協会の会報「ふれあい」（令和 4 年 8 月 1 日発行予定）において周知することを申し添えます。

生食発 0627 第 1 号
令和 4 年 6 月 27 日

公益財団法人ひかり協会 理事長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全審議官



「森永ひ素ミルク飲用認定者に対する森永ひ素ミルク飲用者証明書の交付について」の廃止について

今般、第 181 回救済対策推進委員会での合意を踏まえ、令和 4 年 9 月 30 日をもって、「森永ひ素ミルク飲用認定者に対する森永ひ素ミルク飲用者証明書の交付について」（昭和 53 年 6 月 20 日付け厚生省環第 432 号）を廃止いたしますので、御了知いただくとともに、森永ひ素ミルク中毒被害者の方々への周知について特段の御配慮の程よろしくお願いいたします。

なお、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会に対して、別添により通知していることを申し添えます。

生食発 0627 第 2 号
令和 4 年 6 月 27 日

森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会 理事長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全審議官



「森永ひ素ミルク飲用認定者に対する森永ひ素ミルク飲用者証明書の交付について」の廃止について

今般、第 181 回救済対策推進委員会での合意を踏まえ、令和 4 年 9 月 30 日をもって、「森永ひ素ミルク飲用認定者に対する森永ひ素ミルク飲用者証明書の交付について」（昭和 53 年 6 月 20 日付け厚生省環第 432 号）を廃止いたしますので、御了知いただくとともに、貴会傘下の会員への周知について特段の御配慮の程よろしくお願いいたします。

なお、公益財団法人ひかり協会に対して、別添により通知しており、ひかり協会の会報「ふれあい」（令和 4 年 8 月 1 日発行予定）において周知することを申し添えます。